

2008 年 4 月 9 日

国土交通省

大 臣 冬柴 鐵三 様

関東地方整備局

河川局長 柏木 才助 様

利根川上流河川事務所

所 長 田所 正 様

利根大堰下流の土砂採取工事による大規模 自然破壊と税金の無駄使いに関する公開質問状

行田ナチュラリスト・ネットワーク

代 表 橋本 恭一

NPO 法人 ふるさと創生クラブ

代表理事 今村 武蔵

水源開発問題全国連絡会

共同代表 嶋津 暉之

共同代表 遠藤 保男

全国環境保護連盟

代 表 岩田 薫

私たちは、利根川を始めとする全国の河川の環境保全に取り組んでいる市民団体です。

1997年に「河川法」が改正され“河川環境の整備と保全”が河川事業の目的として明記されると共に、“住民参加”に基づき河川整備を進めることが規定され、丸10年が経過しました。この改正河川法の“環境重視”と“住民参加”の理念を最大限尊重した「淀川流域委員会」による淀川モデルが全国的に高い評価を受けていることは周知の通りです。

しかしながら、利根川では、「利根川水系河川整備計画」の検討に際し、住民との意見交換を十分に行おうとせず形式的な有識者会議や公聴会のみで進めようとしており、私たちは極めて大きな問題があると認識しています。

こうした改正河川法に逆行する最近の河川行政に対し、冬柴国土交通大臣は“環境保全”と“住民意見の反映”がないがしろにされている現状を反省し住民と向き合って議論すべき、と昨年7月6日の閣議後記者会見で表明しています。

私たちは、この冬柴大臣の意向を踏まえ今後の「利根川水系河川整備計画」の策定について積極的な意見表明を行っていくつもりですが、現在進行中の利根川治水工事においても、改正河川法の目的をないがしろにした大規模自然破壊が行われていることが明らかになりました。それは、利根川上流河川事務所が事業者として実施している利根大堰下流左岸の土砂採取現場において、河川法改正以前の30年前の工事かと思われるような乱暴な河川環境への自然破壊が行われていることです。

私たちは、今後の「利根川水系河川整備計画」へ“環境重視”と“住民参加”を反映させる意味でも、この利根大堰下流で行われている自然破壊は看過できない問題と考えるに至りました。この問題の経緯を記すと、以下の通りです。

利根大堰下流の左岸には、かつて河岸部に良好な砂礫河原が広がり、コアジサシ、カワラバツタ、カワラヨモギ、カワラニガナ等の全国的に減少の著しい河川中流域特有の砂礫性動植物が多数生息・生育していましたが、近年はレジャー用自動車の乗り入れが激しく、この場所では既に絶滅してしまいました。また、河岸砂礫地と土手の間には広大なオギの草原が広がり、キツネ・タヌキ・ノウサギ・イタチ等の哺乳類が定住しているのを始め、オオタカ・ノスリ・チョウゲンボウ・コミミズク等の希少猛禽類の越冬場所でもあります。私たちの長年の調査では、このオギ草原でこれまでに確認された環境省・埼玉県・群馬県のレッドデータブックに記載されている絶滅に瀕する動植物は、計18種にものぼります。

こうした自然環境の保全上でたいへん重要な河川敷ですが、2003年にこの利根大堰下流左岸に堆積している土砂をスーパー堤防の拡幅に使うため掘削・搬出する計画があることが伝えられました。上記したように、現況が希少動植物が分布している保全価値の高い場所ではありますが、本来、川の流れに近い部分はオギよりもヨシ等の水生植物群落が形成されるべきところを、大堰建設による人工的な影響で土砂の堆積が異常に進んでしまったこと、オオブタクサ・アレチウリ・セイタカアワダチソウ等の乾燥地性でかつ侵略性の高い外来植物が、年々分布を拡大させていること、などの自然環境上の問題点を考えると、土砂の採取はあながちマイナスばかりではありません。

細心の注意のもとに自然環境や動植物にとってもプラスとなる工事にすることは可能との判断に基づき、利根川上流河川事務所から委嘱されている河川水辺の国勢調査のアドバイザー委員に、私たちは次の意見を伝えました。

- ① 土砂採取箇所やその周辺に生息・生育している希少動植物については、悪影響が生じないように十分な対策を講じること。
- ② 土砂採取後の裸地の状態を放置した場合、オオブタクサ・アレチウリ・セイタカアワダチソウ等の外来植物が蔓延する広大な荒地となることは間違いのないため、外来種の抑止対策を十分に行うこと。
- ③ 乾燥地となった場所の土砂をせっかく搬出するのであれば、利根川全体で河床低下に伴って河岸部にかつて多く見られた湿地が減少し続けていることの対策としても有効な「水辺のビオトープ」の創出を積極的に行うこと。

結局、希少動植物への保護対策や水辺ビオトープの創出等については不十分であったり無視されたりしたもの、2003年の冬に下流側から工事が着工され利根大堰の近くに至る2006年まで、3カ年にわたって恐らく計50ha以上におよぶ掘削工事が続けられて来ました。工事の中では、土砂掘削後に乾燥地性の外来植物の進入を防ぐために、表土を仮置きして工事終了後に覆土することなどの一定の環境配慮が行われました。

私たちも、自然環境の状態がどのように変化するかを注目し、四季を通じた毎年の変化について注意深く観察を続けて来ました。私たちの調べた結果を簡単にまとめるならば、初年度の下流側の掘削箇所については自然植生の再生が不十分でオオブタクサやカナムグラ等の外来植物の侵入による荒廃部分がかなり広く見られたものの、中央部から利根大堰に近い場所までの上流側掘削箇所については外来種も少なく、工事前のオギ原の再生が広範囲に認められました。

特に、2004年の工事箇所である利根大堰に近い掘削箇所では、工事終了から丸2年が経過し自然植生が再生されたのみならず、キツネの巣穴の発見やコヨシキリとギンイチモンジセセリの繁殖、コミミズクとノスリの越冬等の希少種の定着も確認され、たいへん順調に自然環境や希少動植物の再生が進んでいました。

ところが、昨年4月にこの場所を訪れた私たちは、啞然とせざるを得ませんでした。3ヶ年にわたった掘削工事箇所全体のほぼ半分程の場所で、改めて土砂が掘り探られ大型ダンプが何十台も走り廻っていたからです。しかも、その場所は植生や希少動植物の良好な再生が行われていた中央部から上流側の利根大堰に近い場所にかけてが、根こそぎ再び自然破壊され広大な裸地となっていました。2008年4月現在、私たちの調査ではこれまでは毎年越冬していたコミミズク・ノスリ等の希少猛禽類の記録も途絶え、荒涼たる人工的な裸地が広がっています。

再度の工事は、防災ステーション建設基盤のための埋立土砂の採取を目的とする工事である、との説明をうけましたが私たちは全く納得できません。元々、良好な河川環境であった場所を、あえてスーパー堤防の建設と言う治水上の事情から、自然環境への配慮を行

いつつ進めたはずの工事箇所について、工事終了後にその配慮が一定の効果をあげて自然環境の再生が順調に進み始めた矢先に、なぜ同じ場所を再度掘り返して自然破壊しなければならないのでしょうか。

私たちとしては、掘削の深さを池や湿地が創出可能な深さに最初から設定し「水辺ビオトープ」の整備と一体となった工事を行うべきと主張したにもかかわらず、それを無視し中途半端な深さに掘っておきながら、同じ所を二度までも掘ることになるとは無駄であることはもちろん、何のために表土の仮置きとその時き出しまで行ったのか、自然環境対策への無責任さについて呆れる思いです。どう考えても、無計画・無責任なお役所仕事の典型であり、“河川環境の保全・整備”と言う社会的使命を軽視・無視した非公共工事と言わざるを得ません。

上記の経緯を踏まえ、利根川上流河川事務所による今回の治水対策のための工事と河川環境の保全・整備そして住民参加に関する基本的な認識をお伺いしたく、公開質問状を提出いたします。マスコミを通じて広く国民の方々に公表すると共に、必要に応じ国会でも質問をしていただくつもりですので、下記の質問について国土交通大臣は責任を持ってご回答いただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 改正河川法に示された治水・利水・環境のバランスを一方的に欠いた「治水優先・環境無視」の工事について

1997年に改正された「河川法」では、河川事業の目的として旧来の治水・利水に加えて“河川環境の保全と整備”が明確に位置づけられました。今回の利根大堰下流左岸の土砂採取工事については、スーパー堤防や防災ステーション建設の治水事業のための土取りのようですが、治水対策のためであるならば河川環境は犠牲になっても良い、との考えを国土交通省や利根川上流河川事務所は持っているのでしょうか。私たちは「改正河川法」に示されているように、“治水”と“環境”はともにバランスをとって進めるべきと思いますが、今回の工事の進め方を見ると“環境”軽視は明白な事実としか感じられません。

私たちの知る限りでは、同じ国交省の河川事務所でも荒川上流河川事務所では、治水のための河床の土砂採取と併せてビオトープを整備したり、流域全域を視野に入れた自然再生事業によるエコロジカル・ネットワークの形成に取り組む等の“河川環境の保全と整備”が着々と進められているように思います。

それに比べ、利根川上流河川事務所では一旦白紙になったはずの渡良瀬遊水地の第2貯水池開発計画を浮上させるのみならず、利根川本川についても自然環境の保全や再生に関する事業に積極的に取り組んでいる、との話は全く聞いたことがありません。

国土交通省および利根川上流河川事務所としては、「改正河川法」を尊重し“河川環境の

保全と整備”に真摯に取り組むつもりがあるのか、それとも治水・利水の事業さえ行っていれば良い、との考えであるのか基本的な姿勢や方針について、お答えください。

2. オギ原の再生地で再度の掘削を進める真の理由について

今回の土砂採取工事については、工事前の段階から外来植物の蔓延を防ぎ自然植生を再生させることを中心とした自然環境対策が十分とは言えないまでも検討され、3年間にわたって実行されてきたはずですが、それが、自然植生の再生や希少動植物の分布回復が一定程度進み始めた段階で、急きょ何の環境配慮も認められない再度の掘削工事が実施され、大型ダンプのほこりが舞い上がる広大な裸地が改めて広がり、私たちは驚きと怒りの気持ちでいっぱいです。

掘削跡地にもどって来て新たに掘られたキツネの巣穴や猛禽類の確認された草地は無残にもズタズタに破壊され、工事地区中央部で保全されていたたまり池の直近にも工事が及んだことにより、池の水が枯れてニホンアカガエルの卵が干乾びる等の悲惨な状況となっています。保全するとしていた、たまり池は結局再掘削の悪影響が生じて水が枯れた状態のままです。

私たちの認識では、公共工事を実施する役所は短期から中・長期のスケジュールを踏まえて責任を持った仕事を計画的に遂行するのが一般的と思われ、国民に説明がつかない場当たり的な工事は行わないものであると思っていました。

たとえ当初考えていたよりも土砂の必要量が増えたからと言え、自然環境が良好に再生しつつある場所に対してそれまでの対策を無にして一挙に踏み潰す愚行を、国の河川事務所が安易に行うとはとても信じられません。

国土交通大臣は責任を持ってどのような事情があったのか、真の理由を私たちに納得できるように文書で説明してください。

3. 税金の無駄遣いに関する説明責任について

2003年から始められた今回の工事では、3ヵ年で掘削と表土の埋め戻しの工事が終了し、2007年になって同じ場所での掘削工事が再度行われるに至っています。自然環境に与える悪影響の観点からの疑問は前記した通りですが、これ以外に同じ所を修復してまた掘削を行う工事の二度手間の問題点があり、この無計画さはまさに税金の無駄遣い以外の何者でもありません。当初工事においては表土の一時ストックとその蒔き出しが環境対策として実施されましたが、この環境対策工事も全くの無駄に終わっています。

また、今回の工事については工事前から2006年まで環境調査が実施され、毎年の自然環

境の変化が把握されていると聞いています。自然環境の保全や再生の具体化に最大限活用されてこそ、こうした調査は役に立つのであって、せっかく再生した自然を破壊すれば裸地や造成地として自然環境としてはほとんど価値のないものとなることは調査をしなくてもわかる当たり前の事実です。すなわち、土砂再掘削が行われたことにより、環境調査の実施も意味がなくなったことは間違いありません。

これらの税金の無駄遣いについて納税者の立場から、お尋ねします。工事の二度手間によってどれだけの工事費の負担が増えたのか、特に表土のストックと蒔き出し工事で生じた環境対策費用はいくらであったのか、また無駄になった工事前から行われていた環境調査経費の累計は総額いくらとなるのか、の金額について算定根拠も含めて情報開示してください。

4. 信頼性の低い環境調査の結果と情報開示について

私たちは、今回の工事区域について以前から動植物調査を実施しており、工事に際しての意見を伝えたことは前述の通りです。工事開始以降も自主調査を現在に至るまで継続していますが、私たちの観察では、2003年の工事箇所とそれ以降の工事箇所では自然植生の再生状況が異なり、当初工事箇所では私たちが懸念したオオブタクサやヒメムカシヨモギ等の外来植物の群落とカナムグラ等の偏向した人工的草地がかなり広がってしまいました。

ところが、利根川上流河川事務所による環境調査の説明を受けたところ、私たちの調査結果と大きく異なっている可能性が高いことがわかりました。まだ植生図や希少種分布図等の限られた資料を短時間見ただけなので、断定的なことは言えませんが、外来植物の侵入状況や希少種の分布復元等の工事の評価に直結する重要な情報について、利根川上流河川事務所の調査結果が実状と違う可能性が高いように思われます。聞くところによると、毎年違うコンサルタント会社が年数回程度の頻度による調査を実施したとのことですが、信頼のおける調査なのか極めて大きな疑問があります。

そうしたことから、今回の工事区域に関する環境調査の報告書について、内容を精査したいので情報公開を求めます。毎年の調査報告書を私たちに提示して下さい。

5. 利根川上流河川事務所が表明した「湿地再生対策」の概要提示について

今回の土砂採取問題を取り上げた3月27日の朝日新聞によると、利根川上流河川事務所は平成20年度以降も、この河川敷で土砂を掘削する予定があると報道されています。私たちとしては、これまでに記したこの問題に関する納得のいく解決が図られない限り、利根川河川区域内で行われるいっさいの土砂採取は河川法をないがしろにした自然破壊を伴う

工事であることが明白であるため、今後関係団体への輪を広げ断固反対していくつもりです。

同記事においては、堤盛良副所長が「今後は地元住民と協議し、湿地を再生するなど対策を進めたい」とコメントしていますが、これまでの経緯を見れば容易に信じることは出来ません。私たちと協議を行い湿地を本当に再生するつもりがあるのであれば、利根川上流河川事務所が現時点で検討している「湿地再生計画」の概要を、まずは私たちに提示して下さい。私たちとしては、文書に記された資料に基づいて利根川上流河川事務所の対応を判断したいと思います。

6. 「利根川水系河川整備計画」に関する私たちとの話し合いの可否について

これまでに記したように「改正河川法」の柱のひとつは、“住民参加”であると私たちは認識しています。今回の掘削工事問題については、利根川上流河川事務所は“河川環境の保全・整備”に関して重大な過ちを犯したことは間違いありません。今後この件のみならず私たちは、利根川河川区域内で実施される全ての河川事業に対して住民参加の観点から自然環境の再生や創出について強く求めていく所存です。さらに、これらの河川事業の中・長期的な見通しを定める「利根川水系河川整備計画」の策定についても、十分な意見交換を求めていきたいと考えています。

今後、私たち市民団体と利根川上流河川事務所は「利根川水系河川整備計画」について真摯な意見交換を継続的に行っていくつもりはあるのか、それとも巷間言われているように人命のかかった治水対策のためなので行政が検討すべき問題だ、として形式的にとりあうにすぎないのか、国土交通省および利根川上流河川事務所としての基本的な姿勢をお尋ねします。

特に、2007年7月6日の記者会見において冬柴国土交通大臣は「住民の意見を聞き置くだけの姿勢を反省すべきだ」と発言しており、大臣による河川事務所への指導力がおおいに注目されるところです。

「利根川水系河川整備計画」の策定に向け、双方の納得が得られるまで十分な話し合いを行っていく用意があるか否かについて、お答え下さい。

※上記した6問についての回答は、文書にて下記までご提出ください。

【連絡先】

全国環境保護連盟

代 表 岩田 薫

TEL・FAX [REDACTED]

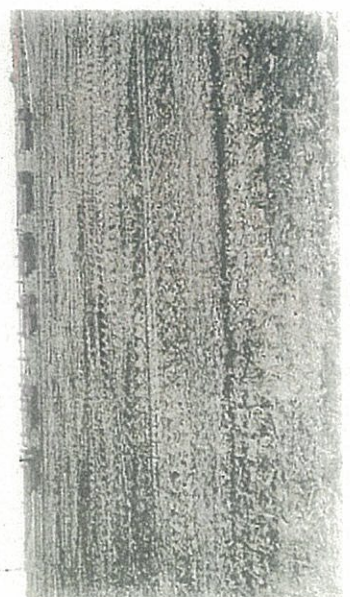
携 帯 : [REDACTED]



■ 利根大堰下流近くの当初
掘削工事箇所状況。
2005年4月23日



■ オギ原の順調な再生が確認
された上記と同じ場所。
2006年10月21日



■ 再度の掘削工事により自然
破壊された上記と同じ場所。
2007年4月27日



■ 2007年の工事では保全されていた旧
流路の直近まで掘削箇所がおよんだ。
2007年4月18日



■ 掘削工事の影響により今回始
めて旧流路の水が溢れた。
2007年4月18日



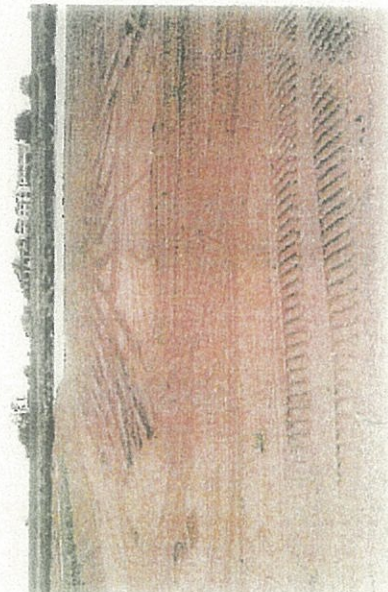
■ 旧流路の水溢れにより多数の二本
シロアリガエルの卵が死滅した。
2007年4月18日



■ 掘削地へはキツネ等の希少種が戻った。奥は、行田市立須賀小学校。
2006年4月23日



■ 上記のキツネの巣穴の拡大写真。
足跡や糞も多数確認された。
2006年4月23日



■ 上記と同じ場所が再度、掘削された。奥は行田市立須賀小学校。
2007年3月13日



■ 工事初年度の下流側の掘削工事状況。奥は昭和池。
2004年4月9日



■ 工事初年度の工事区域では、外来植物が広がった。オオバタクサ。
2005年10月21日



■ 工事初年度に広がるセイタカアワダチソウ。工事のやり直しが必要。
2005年10月21日